Bed and Craft会員制度 2023年 規約

第1条(名称)

本会は、Bed and Craft会員制度(以下、本会という)と称します。

第2条(事務局)

本会の事務局(以下「事務局」という)は、株式会社コラレアルチザンジャパン(以下、弊社という)内に置きます。

第3条(会員の定義)

本会の会員(以下、会員という)とは、本規約を承認のうえ、本規約に定める入会手続きを行い、本会が入会を 認めた方をいいます。

第4条(会員の種類)

Bed and Craft会員制度の会員種別は、以下の2種類とします。

- (1)個人会員
- (2)法人会員

第5条(入会資格)

Bed and Craft全棟のうちいずれかに1度宿泊したことのある方が、本会に入会できるものとします。

第6条(入会手続き)

入会を希望する方は、WEB申込みページより手続きを行っていただきます。

第7条(会員期間)

会員期間は、各会員種別によって下記の通りとします。

(1)個人会員

春募集(例年1~2月頃):入会年の3月~翌年2月末まで1年間

秋募集(例年7~8月頃):入会年の9月~翌年8月末まで1年間

(2)法人会員

春募集(例年1~2月頃):入会年の3月~翌年2月末まで1年間

第8条(年会費)

会員となる方は、入会時に、クレジットカード利用による決済、銀行口座への振込み、又は現金納入の方法により、以下の額の年会費を納めるものとします。また、会員期間を超えて会員資格を継続する場合も、同額の年会費を納めるものとします。

- (1)個人会員 10,000円(税込/年)
- (2)法人会員 100,000円(税込/年)

なお、納入された年会費は、理由のいかんを問わず、返還しないものとします。

第9条(会員の特典)

会員の特典は、次の通りとします。

<個人会員>

- (1)メルマガ配信
- (2)会員限定イベントへの招待
- (3)旅と香りラウンジの利用
- (4)会報誌の送付
- (5)長期宿泊割引の利用
- (6)木彫りのバッジの贈呈(6棟宿泊時)

<法人会員>

- (1)メルマガ配信
- (2)会員限定イベントへの招待
- (3)旅と香りラウンジの利用
- (4)会報誌の送付
- (5)3万円分の宿泊券贈呈
- (6)会議スペースの無料利用
- (7)弊社代表による活動案内の個別対応

なお、本会は、会員の了承を得ることなく会員の特典を変更することができるものとします。

第10条(会員ページについて)

Bed and Craftの会員ページに登録されたIDの管理と、その使用に関しての責任は全て会員が負うものとします。

ID、及びページ内に表示される旅と香りランジの専用PINコードの、第三者(同行者以外)に対する譲渡、売買、貸与等の行為は一切禁止します。

弊社は、会員によるこれらの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとします。これらを用いて会社に対して行われた意思表示は、該当する会員の意思表示とみなします。

第11条(更新、退会)

個人会員、法人会員ともに会員期間満了月の月初に、事務局より更新確認のメールを送付します。

<個人会員>

更新確認メールが届いてから会員期間満了日までの間に、会員期間を更新する場合は、その旨を届け出、1年を経過した日のクレジットカードによる自動決済により、会員期間を会員期間満了日から1年後まで更新することができます。

会員期間を更新しない場合は、会員本人が有効期間の満了日までに事務局に申し出ることで退会することができます。ただし、退会された場合にも、年会費の払い戻しはいたしません。

なお、規定する期間内に会員継続について届け出がなかった会員については原則自動更新とし、1年を経過した日にクレジットカードで年会費が自動決済されます。

<法人会員>

更新確認メールが届いてから会員期間満了日までの間に、会員期間を更新する場合は、その旨を届け出、1年を経過した日のクレジットカードによる自動決済もしくは銀行振り込みによる支払いを行うことにより、会員期間を、会員期間満了日から1年後まで更新することができます。

規定する期間内に会員継続についての届出がなかった会員については原則自動更新とし、1年を経過した日に クレジットカードで年会費が自動決済されるか、弊社から請求書を送付します。

第12条(変更手続き)

会員は、登録事項に変更があった場合は、すみやかに事務局まで届け出るものとします。なお、変更の届出がないために生じた不利益又は損害について、本会はその責任を負わないものとします。

第13条(会員資格の譲渡等の禁止)

会員は、会員資格を第三者に譲渡又は貸与することはできません。

第14条(会員資格の喪失)

会員が次の項目に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとします。またその理由について一切開示義務を負いません。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、本会はその責任を負わないものとします。

- (1)本会及び弊社の運営を妨害する行為があった場合
- (2)入会時に虚偽の申告があった場合
- (3)公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行った場合
- (4)他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行った場合
- (5)第7条に規定する年会費の支払いを怠った場合
- (6)本規約に違反した場合
- (7)反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ)である、または資金提供そのほかを通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行なっていると当社が判断した場合
- (8)過去本会との契約に違反した者またはその関係者であると本会が判断した場合
- (9)その他、会員として不適切であると弊社が認めた場合

第15条(本サービスの中断及び運営の停止)

次の項目に該当する場合、会員への予告なしに、サービスを中断し、又は本会の運営を停止することができます。

(1) 弊社又は本会が、その運営を維持するために、緊急の作業を行う場合

- (2) 弊社又は本会、が天災、人災等による被害を被った場合
- (3) その他非常事態が起こった場合

第16条(本サービスの内容の変更、終了)

本会は、弊社の都合により、本会の内容を変更し、または提供を終了することができます。本会がサービスの提供を終了する場合、本会は、会員に事前に通知するものとします。

第17条(利用者情報の取り扱い)

本会による会員の利用者情報取り扱いについては、別途弊社プライバシーポリシーの定めによるものとし、会員はこのプライバシーポリシーに従って弊社が会員の利用者情報を取り扱うことについて同意するものとします。

弊社は、会員が弊社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、弊社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、会員はこれに異議を唱えないものとします。

第18条(規約の変更)

本会は、必要に応じて、会員の了承を得ることなく本規約を変更することができるものとします。

第19条(その他承認事項)

会員は入会後、本会から各種サービスやイベントの告知等の情報提供を受けることがあります。

付則

この規約は令和5年3月1日~令和6年8月31日まで施行します。

以上